

別添 10

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を次のように改正する。

（下線及び二重下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 略] 第 2 陸上関係 [1・2 略] 3 その他の一般無線局 [(1)～(22) 略] <u>(23) 920MHz 帯の周波数の電波を使用する移動体識別用の陸上移動局</u> <u>920MHz 帯の周波数の電波を使用する移動体識別用の陸上移動局の審査は、次の基準により行う。</u> <u>ア 工事設計については、原則として技術基準適合証明設備を使用するものであること。</u> <u>なお、技術基準適合証明設備を使用しないものの申請については、設備規則第 49 条の 34 第 2 項の規定により審査すること。</u> <u>イ 周波数は、別表1に掲げる範囲内のものであること。</u>	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 [第 1 同左] 第 2 陸上関係 [1・2 同左] 3 その他の一般無線局 [(1)～(22) 同左] [新設]

別添 10

- ウ 移動体識別の用途であること。
- エ 移動範囲については、無線局の開設の目的を達成するために必要な区域であること。
- オ 無線局の目的等は、次のとおりであること。
- (ア) 無線局の目的  
一般業務用であること。
- (イ) 通信事項  
一般業務用通信に関する事項であること。
- (ウ) 通信の相手方  
免許人所属の無線設備であること。
- カ 周波数等の指定方法  
別表 1 に定める陸上移動業務及び携帯移動業務の局の指定電波一覧表の中から、申請者が希望するものを指定する。

[4 略]

[第3～第5 略]

[4 同左]

[第3～第5 同左]

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。